

18 野菜価格安定対策事業

【[所要額] 15,949(15,925)百万円】

対策のポイント

平成23年度に大幅に拡充強化した野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施します。

<背景／課題>

- ・国民消費生活上不可欠な野菜の安定供給を図るために、消費者ニーズに即した商品の安定的な供給や経営安定の確保等を図ることが必要です。
- ・このため、野菜の価格が著しく低落した場合に生産者補給金等を交付すること等により野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和する野菜価格安定対策事業を円滑に推進していくことが重要です。

政策目標

生産及び出荷の安定を図ることにより市場入荷量の変動を抑制
変動係数 1.8%（平成17年）→1.6%以下（平成27年）

<主な内容>

1. 指定野菜・特定野菜の生産者に対する経営安定の推進

野菜の生産・出荷の安定と消費者への野菜の安定供給を図るため、特定野菜についてニーズの高まっている品目を追加するとともに、平成23年度において大幅に拡充強化した野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施します。

2. 契約取引の推進

契約取引を推進するため、六次産業化法の特例措置による支援や、豊凶にかかわらず収入が確保されるセーフティネット支援のためのモデル事業を引き続き実施します。

3. 緊急需給調整対策の推進

野菜価格の低落時又は高騰時においては、需給の安定を図るため、緊急需給調整対策を円滑に実施します。

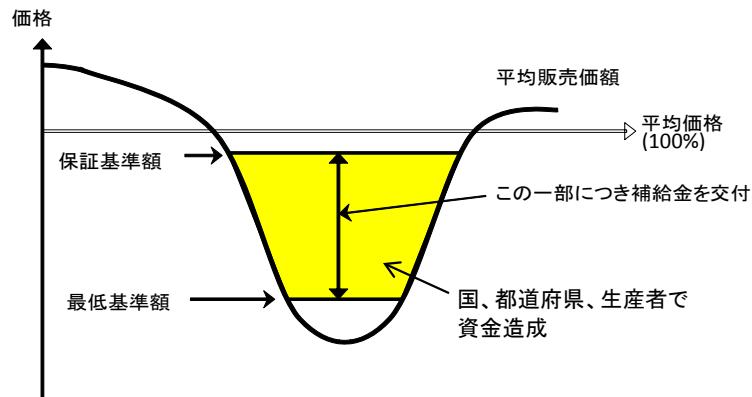
補助率：65/100, 60/100, 50/100, 定額
事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構

[お問い合わせ先：生産局園芸作物課 (03-3502-5961(直))]

野菜価格安定対策事業の概要

野菜生産出荷安定法に基づき、野菜の価格が著しく低落した場合に、生産者に補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図る制度です。

基本の仕組み



指定野菜（14品目）

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう

特定野菜（34品目）

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、しとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ

| | 指定野菜価格安定対策事業 | 特定野菜供給産地育成 価格差補給事業 |
|--------------------|---------------------------|--|
| 対象野菜 | 指定野菜 14品目 国民消費生活上重要な野菜 | 特定野菜 34品目 地域農業振興上の重要性等から指定野菜に準ずる重要な野菜 |
| 面積 | 25ha(露地野菜) | 5ha |
| 共同出荷割合 | 2/3 | 2/3 |
| 指定・選定者 | 大臣指定 | 知事選定 |
| 資金 造成 割 合 | 国 都道府県 生産者 | 6/10 2/10 2/10 |
| 平均価格 | 過去6カ年の卸売市場価格を基礎に算出 | |
| 保証基準額 | 平均価格の90% | 80% |
| 最低基準額 | 平均価格の60% | 55% |
| 補填率 | 原則90% ※1 | 80% |
| 事業実施主体 | (独)農畜産業振興機構 | 都道府県野菜価格安定法人 |

※1 需給調整の重要性等から、供給計画に対する出荷実績の乖離の度合い等に応じて、補填率を3区分(70%~90%)

※2 特定野菜のうち、かぼちゃ、スイートコーン及びブロッコリーにあっては、国1/2、都道府県1/4、生産者1/4